

1 聾学校教育研修の目的

福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則並びに福岡県県立学校教育振興計画審議会答申（昭和62年6月24日）に沿って策定した聾学校教育改善計画の趣旨に基づき、現職研修の一環として本県聾学校教育に係る種々の課題を中心に研修を行い、実践的指導力と使命感を養うとともに聾学校教員として必要とされる専門的な知見と独自の教育技術を修得させることによって、聾学校教育に携わる教員の専門性の向上を図ることを目的とする。

2 聾学校教育研修の方針

県教育センター指導主事の指導助言のもとに、同センターの施設・設備（特に聴覚障害教育関係のもの）を活用した研修等を行い、特に「聴覚障害児の自立活動」に関する教育技術の習得・向上を目指す。

3 研修員

1名（1年間）

4 研修期間

平成17年4月1日～平成18年3月31日（1年間）

5 聾学校教育研修員の研修

聾学校教育研修員は特別支援教育班に所属し、指導主事の指導助言のもとに、聾学校教育に携わる教員の専門性の向上を図ることを目的として、同センターの施設設備（主に聴覚障害教育関係のもの）を活用して、自立活動及び聾学校等での実践的研修を行う。（図1参照）

(1) 聾学校教育に係る研修

ア 研修内容

聴覚障害教育の今日的課題	聴覚の生理と病理	聴覚障害心理
音声・音響に関する知識と測定・分析	聴覚学習	聴覚に関する実態把握
補聴器とその調整	補聴援助システムの活用	人工内耳
コミュニケーションと言語指導	発音発語指導	教科指導上の配慮
手話に関する知識と技能	障害認識	聴覚障害と医療・福祉
聴覚以外の諸検査	要約筆記に関する知識と技能	

イ 研修方法

(ア) センター内での研修

以下の6つの方法で実施する。

指導主事による講義・演習

技能面の研修については、聴能関係の各研修項目毎に技能検定を実施するとともに、1年間を通して、手話技能向上のための実技研修を定例的に行う。

断続研修「特別支援教育（聴覚障害）研修講座」の受講（20日間）

20日間の断続研修を受講し、以下の6科目についてレポート（単位認定）を作成する。

科 目	内 容
聴覚障害児教育基礎論	特別支援教育の現状と課題、聴覚障害教育概論、歴史及び思想
聴覚障害教育基礎論	聴覚障害教育制度、障害者福祉、教育相談、地域ネットワーク
聴覚生理・病理	聴覚生理・病理、聴覚検査法
聴覚障害児心理	聴覚障害心理、聴覚障害児の発達と学習、実態把握
聴覚障害児指導法	教育課程、自立活動と個別の指導計画、聴覚の活用、言語指導、発音発語指導、重複障害児の指導
聴覚障害児指導法	教科指導、コミュニケーション方法、障害認識

外部講師による講義

- ・義務教育課特別支援教育室指導主事（3時間×1日）

文献・資料による理論研修

研修項目毎に研修した内容をまとめる。

教育相談支援研修

特に聴覚障害児の教育相談において、各種検査の実施、指導、保護者への支援等を通して研修を行う。

受講者等支援研修

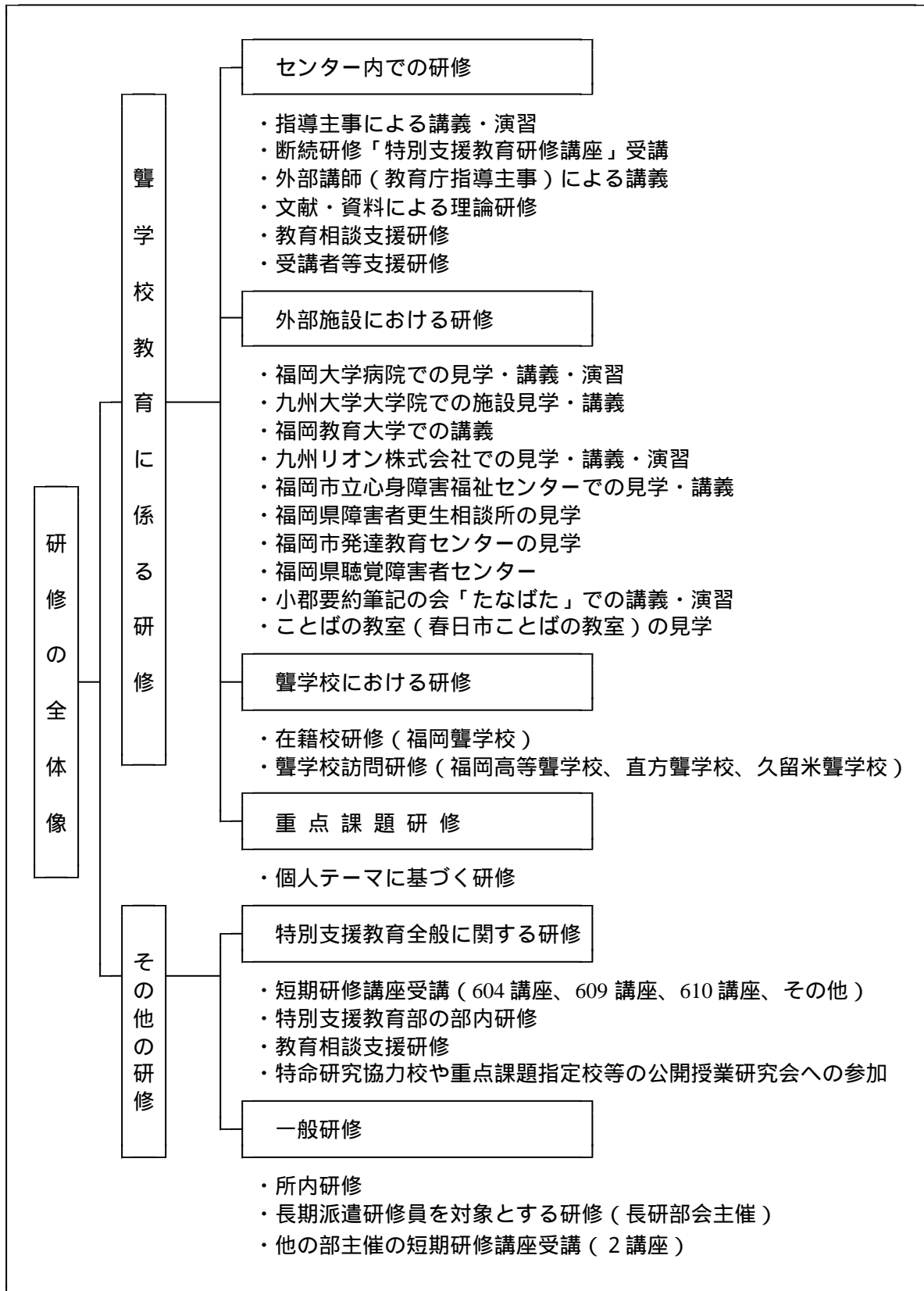
専門研修や基本研修における聴覚障害のある受講者に対する手話通訳、要約筆記等の情報保障に関する支援を通して研修を行う。

(イ) 外部施設における研修

下表の関係機関で研修（講義、見学、実習）を行う。

外部施設(機関)名	研 修 内 容	日数(時間)
福岡大学病院	聴覚の生理・病理・心理、音声機能 聴覚検査法、人工内耳、診療見学	5日
九州大学大学院芸術工学研究院	音響学の基礎、聴力検査、聴覚管理 補聴器とその調整	1.5日 (8h)
福岡教育大学	音声学・言語学の基礎 言語障害	6h
九州リオン株式会社	補聴器販売店の業務 各種補聴器とその調整、イヤホン型 聴能関連機器と日常生活援助機器	1日
福岡市立心身障害福祉センター	施設設備見学、療育場面見学 センターの業務内容	5h
福岡県障害者更生相談所	施設設備見学、更生相談所の事業内容 身体障害者手帳や補装具の申請	1h
福岡市発達教育センター	施設設備見学、センターの事業内容	2h
福岡県聴覚障害者センター (クローバープラザ)	施設設備見学、センターの業務内容 聴覚障害者福祉の現状	1h
要約筆記の会	要約筆記に関する基礎知識 要約筆記の技能	2日
ことばの教室(通級指導教室)	通級指導教室の現状と課題 授業見学	1日

図1 聾学校教育研修員の研修



(ウ) 聾学校における研修

	研 修 内 容	日数(時間)
在籍校研修	授業参観(全学部) 授業実践 各種聴力検査・補聴器調整の実習	12日
聾学校訪問研修(3校)	施設設備見学、授業参観、講話	5日

(I) 重点課題研修

特に研修したい内容についてテーマを設定し重点的に研修する。テーマによっては、在籍校研修における授業実践と関連させて実施し、その結果等をまとめる。

(2) 聾学校教育研修以外の研修

ア 特別支援教育全般に関する研修

特別支援教育全般に関する識見を養い、聾学校教育だけでなく今後の特別支援教育におけるリーダーとしての資質を高める。(軽度発達障害に関する識見を含む)

(ア) 短期研修講座受講

604 講座「スキルアップ!特別支援教育コーディネーター」(3日間)

609 講座「障害のある子どもの理解と支援」(2日間)

610 講座「視覚や聴覚に障害のある子どもの理解と支援」(2日間)

上記の講座は基本的に受講し、610 講座については支援を行う。その他の講座(特別支援教育部主催分)については、担当指導主事の許可を得て、可能な限り選択、受講する。

(イ) 特別支援教育部の部内研修

部長、主任、各指導主事による講義受講

(ウ) 教育相談支援研修

センターで行う教育相談を実際に支援(心理検査の実施等)することを通して、教育相談に関する基本的な資質を高める。(心理検査の結果の解釈、相談者への支援等の場面に可能な場合同席)

(I) 中長期の特命研究協力校や重点課題指定校等の公開授業研究会への参加

イ 一般研修

学校経営や教育活動全般等に関する幅広い識見を養い、学校運営におけるリーダーとしての力量を培う。

(ア) 所内研修

(イ) 長期派遣研修員を対象とする研修(長研部会主催)

(ウ) 他の部主催の短期研修講座(受講数については2講座まで可能、長研部会より指示)

その他、課題に応じ自主的に研修を進める。